

7月号 おおもり 青色便り

No.0579

一般社団法人 大森青色申告会

平成25.7.1

源泉所得税個別相談会

専従者・従業員の給与の支払いをしている事業主は、源泉所得税を徴収し、翌月10日までに所轄の税務署に納付しなければなりません。納期の特例の届け出を提出している方は7月10日(水)までに1月～6月分の源泉所得税(中間源泉)を納付します。納付税額がない場合でも、納付書に給与支払額を記入し税務署に提出する必要がありますのでご注意ください。

下記の日程で源泉所得税の個別相談会を実施いたします。上記の専従者・従業員の給与の件で不明がある方は必ずお越しください。

期 間 平成25年6月24日(月)～7月10日(水) (土・日を除く)

時 間 午前9時～11時30分 午後1時～3時30分

ご持参いただくもの

- ① 一人別源泉徴収簿 (ない場合は給与金額と支給日がわかるもの)
- ② 源泉税の納付書
- ③ 平成24年分の一人別源泉徴収簿・納付書の控

復興特別所得税について

平成25年1月から通常の源泉所得税に復興特別所得税を加えた金額が源泉徴収されます。必ず25年分の源泉徴収税額表をご覧になって源泉所得税の金額を確定してください。

ご利用ください!

ニューグリーンピア津南(大田区保養施設)をご利用になると申告会の会員特典としてウェルカムドリンクサービスが始まりました。6月号の会報に同封したパンフレットをご覧ください。

大森青色申告会会員特典

ウェルカムドリンク利用引換券

☆コーヒーかオレンジジュースが無料で
お召し上がりいただけます。
会場: カフェテリア「ボールスター」

有効期限:
2014年3月31日(日)

■会員番号	■会員氏名	■会員宿泊人数

●注意事項
必要事項をご記入され、宿泊当日、受付の際に会員証を提示の上、フロントにお出ください。ウェルカムドリンク利用券を進呈いたします。

コピー可

NEW GREEN PIA 津南

■宿泊ホテルのご利用案内と会員特典

大田区指定保養施設
ニュー・グリーンピア津南(新潟県津南町)

※大田区民と大田区在勤の方(同居ご家族)は、大田区より負担金が受けられ大変お得です。

※ホテル行きの直行シャトルバス(JR蒲田駅東口発着)に無料でご乗車でき大変便利です。

☆ご宿泊のお問合せ・ご予約は直接、ホテル首都圏予約センター(03-5946-2361)へご連絡をお願いいたします。

★大森青色申告会会員特典
会員様にウェルカムドリンクプレゼント(右の引換券に必要事項をご記入され、宿泊当日、受付の際にフロントにお出ください。

みんなの広場

青色コーナー 特別プロジェクトメンバー募集

昨年青色コーナー特別プロジェクトメンバーの募集をさせていただいたところ4名のご応募がありました。メンバーの皆様のご尽力により平成25年3月末の会員数が前年度対比+2名となりました。来年度もさらに力を入れていきたいと思っておりますので、税務研修会など一緒に頑張りたいと思った方は事務局へご連絡ください。
TEL 3771-8859

夏休みのお知らせ

昨年から8月に総会が開催される関係上、夏休みを9月17日(火)～19日(木)とさせていただきます。会員の皆様にはご不便をおかけいたしますがご理解ご協力をお願いいたします。

第2回 定時総会のご案内

当会の第2回定時総会を下記の要件にて開催いたします。月初めに会員の皆様全員に往復はがきをお送りいたしますので、出欠の有無を必ずご返信くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 平成25年8月26日(月) 15時30分 (受付15時～)

開催場所 大田文化の森 5階 多目的室

開催内容 議 事 平成24年度事業報告承認の件
平成24年度収支報告・監査報告承認の件

報 告 平成25年度事業計画
平成25年度収支予算

懇親会 懇親会費用 3,000円

第2回定時総会の出欠の有無を7月20日迄に必ずご返信くださいますようお願い申し上げます。1通でも多く集めたいと思っておりますのでご協力の程お願い申し上げます。返信がなかった場合は、役員又は事務局から訪問又は電話にてご連絡させていただきますこと予めご了承ください。

一般社団法人 大森青色申告会

責任者 会長 九頭見義雄
大田区中央3丁目10-18
TEL: 03 (3771) 8859
FAX: 03 (3773) 6388
URL: <http://www.oomori-airo.org>
Eメール: airo-o@nifty.com

無料法律相談日
七月二十一日(金)

無料保険相談日
七月二十五日(木)

時予約制
八月十八日(木)

申事務局に30分申込み

都税事務所からのお知らせ

中小企業者向け省エネ促進税制

～法人事業税・個人事業税の減免～

東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の推進の一環として行う省エネルギー設備等の取得を税制面から支援するため、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、法人事業税・個人事業税を減免しています。

【中小企業者向け省エネ促進税制の概要】

対象者	「地球温暖化対策報告書」等を提出した中小企業者★ ★資本金1億円以下の法人、個人事業者
対象設備	次の要件を満たすもの ①温室効果ガス総量削減義務対象外の事業所において取得されたもの ②省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備（減価償却資産）で、環境局が導入推奨機器として指定したもの*（指定された導入推奨機器は、環境局のホームページで公表しています。） *空調設備（エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機） *照明設備（蛍光灯照明器具、LED照明器具、LED誘導灯器具★） *小型ボイラー設備（小型ボイラー類） *再生可能エネルギー設備（太陽光発電システム、太陽熱利用システム） ★LED誘導灯器具（例：避難口誘導灯等）は、平成25年7月1日以後取得し、減免申請期限までに指定を受けたものが対象となります。
減免額	設備の取得価額（上限2,000万円）の2分の1を、取得事業年度の法人事業税額又は取得年の所得に対して翌年度に課税される個人事業税額から減免 ただし、当期事業税額の2分の1が限度 ※減免しきれなかった額は、(法人)翌事業年度等、(個人)翌年度の事業税額から減免可
対象期間	(法人)平成27年3月30日までの間に終了する各事業年度に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用 (個人)平成26年12月31日までの間に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用
減免手続	減免を受けるためには、事業税の納期限（申告書の提出期限の延長承認を受けている場合は、その延長された日）までに、減免申請書及び必要書類を提出してください。 なお、申請期限を過ぎますと減免を受けることができませんのでご注意ください。

◆詳しくは主税局ホームページ内「(東京版)環境減税について」をご覧ください

主税局 環境減税

検索

詳しい案内やQ&Aも掲載しています。

【お問い合わせ先】

●中小企業者向け省エネ促進税制に関すること

- 所管都税事務所の法人事業税・個人事業税担当係
- 主税局課税部法人課税指導課（法人事業税係）03-5388-2963
- 主税局課税部課税指導課（個人事業税係）03-5388-2969

●地球温暖化対策報告書制度・導入推奨機器に関すること

- 「地球温暖化対策報告書制度ヘルプデスク」
- 「導入推奨機器申請窓口」 03-5388-3408

当会会費口座振替のお知らせ

7月8日(月)は大森青色申告会第1期会費の引落日です。残高のご確認をお願い致します。尚、ご指定の口座より残高不足等の理由で会費の引落がなされなかった場合は次月(8月6日(火))に再度引落がかかりますので宜しくお願いいたします。

税制改正 【資産税関係①】

★バブル後の地価の大幅下落等への対応、格差の固定化の防止等の観点から、相続税について、基礎控除を引き下げるとともに、最高税率を55%に引き上げる等税率構造の見直しを行います。

(平成27年1月1日以後の相続・遺贈について適用)

★相続税の基礎控除の引き下げなどと併せて、相続人の居住や事業の継続に配慮する観点から、小規模宅地等についての相続税の課税価格の特例について、見直しを行います。

(平成27年1月1日「居住用適用要件の緩和・柔軟化については平成26年1月1日」から適用)

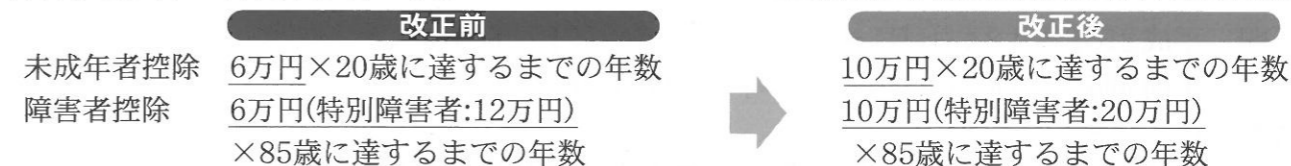
●基礎控除の引き下げ



●相続税の速算表

法定相続分に 応ずる取得金額	改正前		改正後	
	税率	控除額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	0万円	10%	0万円
3,000万円〃	15%	50万円	15%	50万円
5,000万円〃	20%	200万円	20%	200万円
1億円〃	30%	700万円	30%	700万円
2億円〃	40%	1,700万円	40%	1,700万円
3億円〃	(3億円超)		45%	2,700万円
6億円〃			50%	4,200万円
6億円超			55%	7,200万円

●未成年者控除・障害者控除の見直し



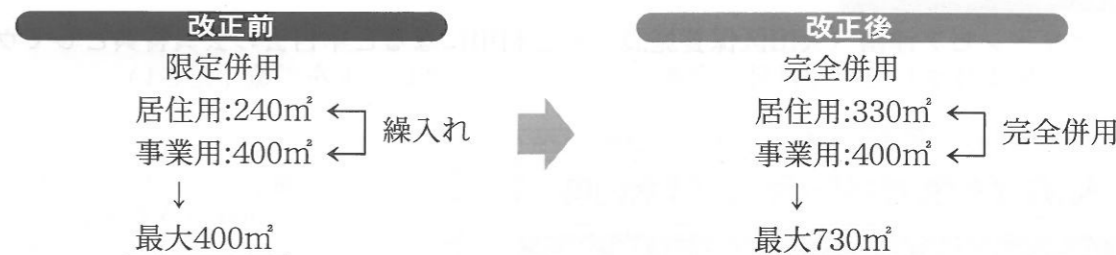
●小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の見直し

・居住用宅地の適用対象面積の見直し



・居住用宅地と事業用宅地を併用する場合の限度面積の拡大

限定的に併用が認められていた居住用宅地と事業用宅地について、完全併用(それぞれの限度面積(居住用330㎡(改正後)、事業用:400㎡))に適用を拡大(貸付用は除く)



・居住用宅地の適用要件の緩和・柔軟化

<二世帯住宅に居住していた場合>

二世帯住宅については、内部で行き来ができるか否かにかかわらず、同居しているものとして特例の適用ができるようにします。

<老人ホームに入所した場合>

老人ホームに入所したことにより被相続人が居住しなくなった家屋の敷地については、以下の要件の下で、相続開始の直前において被相続人が居住していたものとして、特例の適用ができるようにします。

- ① 被相続人に介護が必要なため入所したものであること
- ② 居住しなくなった家屋が貸付けなどの用途に供されていないこと